〇年〇月 容器入りガソリン等販売記録表(例)

氏	名	住 所	本人確認の方法	使用目的	販売数量
			□運転免許証 □継続顧客 □マイナンバーカード □会員証 □パスポート □社員証 □その他()	□農業用 □レジャー用 □林業用 □自家用 □工事用 □その他()	リットル
			□運転免許証 □継続顧客 □マイナンバ-カード □会員証 □パスポート □社員証 □その他()	□農業用 □レジャー用 □林業用 □自家用 □工事用 □その他()	リッ トル
			□運転免許証 □継続顧客 □マイナンバーカード □会員証 □パスポート □社員証 □その他()	□農業用 □レジャー用 □ □ 申家用 □ □ 申家用 □ □ をの他 ()	リットル
			□運転免許証 □継続顧客 □マイナンバ-カ-ド □会員証 □パスポート □社員証 □その他()	□農業用 □レジャー用 □ □ 申	リットル
			□運転免許証 □継続顧客 □マイナンバーカード □会員証 □パスポート □社員証 □その他()	□農業用 □レジャー用 □林業用 □自家用 □工事用 □その他()	リッ トル
			□運転免許証 □継続顧客 □マイナンバーカード □会員証 □パスポート □社員証 □その他()	□農業用 □レジャー用 □林業用 □自家用 □工事用 □その他()	リッ トル
	氏	氏名	氏名 住所	□運転免許証 □総続顧客 □パスポート □社員証 □ペイナ)パーカード □会員証 □パスポート □社員証 □マイナ)パーカード □会員証 □パスポート □社員証 □その他() □運転免許証 □総続顧客 □パスポート □社員証 □マイナ)パーカード □社員証	□運転免許証 □継続顧客 □機乗用 □レジャー用 □を負証 □スポート □な員証 □工事用 □自家用 □は付が、カード □公員証 □スの他() □産転免許証 □経続顧客 □機乗用 □レジャー用 □日家用 □スの他() □運転免許証 □経続顧客 □機乗用 □レジャー用 □日家用 □スの他() □運転免許証 □経続顧客 □機乗用 □レジャー用 □日家用 □スの他() □運転免許証 □スの他() □産転免許証 □スの他() □産転免許証 □スの他() □産転免許証 □スの他() □産転免許証 □ススポート □な員証 □スオ業用 □日家用 □スの他() □産転免許証 □スポート □な員証 □スポート □な員証 □スの他() □運転免許証 □スポート □な員証 □スの他() □運転免許証 □スの他() □産転免許証 □スの他() □産転免許証 □スの他() □産転免許証 □スの他() □を乗用 □レジャー用 □自家用 □スの他() □を乗用 □レジャー用 □自家用 □スの他() □を乗用 □スの他() □ □スの他() □ □なりまままままままままままままままままままままままままままままままままま

(販売記録作成の留意事項)

1 本人確認の方法について

容器入りのままガソリン等を販売する際、顧客に対し、運転 免許証その他本人確認を行うことができる書類の提示を求め、 本人確認を行うこと。

- ① 本人確認を行うことができる書類の例運転免許証、マイナンバーカード、パスポートなど公的機関が発行する写真付きの証明書
- ② 本人確認を省略できる場合
 - ア 既に上記①により本人確認が行われている顧客の場合
 - イ 顧客と継続的な取引があり、当該事業所において氏名や や住所を把握している場合
 - ウ 当該事業所や提携する企業が発行する会員証・組合員力 ード等、あらかじめ本人確認が行われており、当該事業所 において顧客を特定することができる書類が提示されてい る場合
 - 工 顧客の所属する企業と継続的な取引があり、当該企業が 発行する写真付きの社員証が提示されている場合
- 2 使用目的の確認

顧客に対し、使用目的の問いかけをすること。 「農業用器具用の燃料」「ランタンの燃料」等の具体的な内容を確認すること。

3 販売記録の作成について

容器入りのままガソリン等の販売を行った際は、販売日、顧客の氏名、 住所および本人確認の方法、使用目的、販売数量を記入し、1年を目安 として保存すること。

この場合において、台帳を作成する方法のほか、顧客が氏名等の必要 事項を記入した注文書をファイリングする方法、購入者の氏名等を記載 したレシートや領収書等を保管する方法についても販売記録の作成とし て認められること。

販売記録の作成および保存における個人情報の取扱いについては、顧客に対して個人情報の利用目的を知らせるとともに、当該顧客の氏名等を他の顧客にみられないように販売記録を作成・保存する等、適切に運用すること。

(年月日)

谷命人りカソリノ寺販売注义者									
住 所									
氏 名									
使用目的	口農業用 口レジャー用	□林業用 □自家用	ロエ事用 口その他()					
※以下は従業員が記載します。									
本人確認の方法		数量							
□運転免許証	□マイナンハ゛ーカート゛	□パスポート							
□継続顧客	口会員証	口社員証							
口その他()							
				リッ トル					

(販売記録作成の留意事項)

1 本人確認の方法について

容器入りのままガソリン等を販売する際、顧客に対し、運転免許証その他本人確認を を行うことができる書類の提示を求め、本人確認を行うこと。

- ① 本人確認を行うことができる書類の例 運転免許証、マイナンバーカード、パスポートなど公的機関が発行する写真付きの 証明書
- ② 本人確認を省略できる場合
 - ア 既に上記①により本人確認が行われている顧客の場合
 - イ 顧客と継続的な取引があり、当該事業所において氏名や住所を把握している場合
 - ウ 当該事業所や提携する企業が発行する会員証・組合員カード等、あらかじめ本人確認が行われており、当該事業所において顧客を特定することができる書類が提示されている場合
 - エ 顧客の所属する企業と継続的な取引があり、当該企業が発行する写真付きの社員証 が提示されている場合

2 使用目的の確認

顧客に対し、使用目的の問いかけをすること。

「農業用器具用の燃料」「ランタンの燃料」等の具体的な内容を確認すること。

3 販売記録の作成について

容器入りのままガソリン等の販売を行った際は、販売日、顧客の氏名、住所および本 人確認の方法、使用目的、販売数量を記入し、1年を目安として保存すること。

この場合において、台帳を作成する方法のほか、顧客が氏名等の必要事項を記入した 注文書をファイリングする方法、購入者の氏名等を記載したレシートや領収書等を保管 する方法についても販売記録の作成として認められること。

販売記録の作成および保存における個人情報の取扱いについては、顧客に対して個人情報の利用目的を知らせるとともに、当該顧客の氏名等を他の顧客にみられないように 販売記録を作成・保存する等、適切に運用すること。